

氷見市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 氷見市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法第59号。以下「活性化法」という。）の規定に基づき、氷見市内における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成し、その実施に関する協議を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 地域公共交通計画に掲げられた事業の実施及び連絡調整に関する事項
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の委員)

第3条 協議会の委員は20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 氷見市長の指名する職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の指名する職員
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の指名する職員
- (4) 住民又は利用者の代表者
- (5) 北陸信越運輸局富山運輸支局長の指名する職員
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の指名する者
- (7) 氷見市内において現に交通空白地有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表者
- (8) 富山県高岡土木センター氷見土木事務所長の指名する職員
- (9) 富山県氷見警察署長の指名する職員
- (10) 学識経験者その他協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 監事 2人

2 会長は、氷見市長の指名する職員をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 監事は、委員の内から会長が指名する。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。

3 協議会の委員がやむをえず出席できない場合、その委員の指名する者をもって充て、代理出席させることができる。

4 協議会の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

5 前項の規定に関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日付け国自旅第161号)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果は、協議会の議決があったものとする。

6 会議は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、協議が調った事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

7 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製し、議長及び議長が指名した2名以上の委員が署名しなければならないものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要と認めた事項

8 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第7条 会長は、次のいずれかに該当するときは、全ての委員から賛否の意向の確認等を行うことを条件として、書面による決議を行うことができる。

(1) 会議において、事前に委員から書面による決議の了承を受けているとき。

(2) 緊急の決議を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか会長が軽微な事実と認めるとき。

2 書面による決議は、回答した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによるものとする。

3 会長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会において協議が調った事項については、協議会の委員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第9条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席等)

第10条 協議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(事務局)

第11条 協議会の庶務を処理するため、企画政策部地域振興課に事務局を置き、課長の職にある職員を事務局長とする。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 予算及び決算は、協議会において決定する。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 前3項に規定するもののほか、会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月6日から施行する。
(氷見市地域公共交通会議設置要綱の廃止)
- 2 氷見市地域公共交通会議設置要綱（平成24年5月29日市長決裁）は、廃止する。
(氷見市交通空白地有償運送運営協議会設置要綱の廃止)
- 3 氷見市交通空白地有償運送運営協議会設置要綱（平成19年9月13日市長決裁）は、廃止する。